

平成 19 年 3 月 30 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 19 年 3 月 30 日付けにて通知を発出いたしましたので、別添 1 のとおり、取り急ぎ情報提供させていただきます。

また、先般実施いたしました軽度者に係る福祉用具貸与の利用事例調査の結果、一部の自治体において、判断方法について疑義ある解釈が見受けられたことから、別添 2 のとおり、Q & A にまとめましたので、ご活用下さい。

なお、別添の通知等につきましては、各市町村には送付しておりませんので、管内市町村において、ご周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省老健局振興課
福祉用具・住宅改修係
電話 03-5253-1111
(内線 3985)